

令和4年度 求職者支援訓練【短期・短時間特例訓練】

3月開講分実施計画のお知らせ

このたび、求職者支援訓練に係る短期・短時間特例訓練分（令和5年3月に開講する訓練コース）について、お知らせします。

1 認定申請の受付期間

受付期間：令和4年12月7日（水曜日）～令和4年12月15日（木曜日）16時締切

受付時間：10時から16時まで（12時から13時を除く）

受付方法：申請書持参、郵送（簡易書留等、対面配達に限る）、メール（パスワード付き）

**※令和3年4月以降に開講する訓練科から認定申請様式の押印省略が可能になりました。
については、様式をメールにて受付することが可能です（要機構支部指定パスワード設定）。**

受付場所：山形市漆山1954（山形支部求職者支援課）

連絡先：023-686-2015

※電話予約の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までとなります。

補正期限：令和4年12月21日（水曜日）

本部認定（予定）：令和5年1月12日（木曜日）

当支部へ申請書を持参する場合は、日時のご連絡（予約）を12月9日（金曜日）までにお願いたします。事前に予約をされた方を優先いたしますので、予約なしで来所された方はお待ちいただくことをご了承ください。

認定申請締切日において認定申請関係書類が整わない場合、認定申請を受理できませんので、少なくとも締切日の前日までに「最初の来所日」を予約されますようお願いいたします。

2 特例訓練の対象範囲

(1) 対象コース

実践コースに限ること。

(2) 対象者：

- 複数の事業所で雇用される者
- 不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者）等の在職中の者で訓練受講に当たって訓練時間に特に配慮を必要とする者
- 新型コロナウイルスの影響を受け、シフトが減少した者及び休業を余儀なくされている者 等

(3) 訓練期間及び訓練時間：

- 訓練期間は2週間以上6か月以下であること。
- 訓練時間は1か月につき60時間以上であり、かつ1日につき原則として2時間以上6時間以下であること。
ただし、訓練期間が3か月以上であって、訓練時間が1か月につき100時間以上の訓練コースについては特例訓練に該当しないこと。

3 認定上限コース数及び定員

短期・短時間特例訓練の認定における訓練実施機関の認定コース数及び申請定員は原則として設けません。認定基準を満たす申請は全て認定を行います。

4 その他

申請にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP 上にあります 申請書の提出に当たっての留意事項等 を十分ご確認のうえ作成をお願いします。

HP アドレス：https://www.jeed.go.jp/js/shien/r04_1001kunrenka.html

※令和4年10月3日付掲載

(令和4年10月1日以降に申請する訓練科の申請について)

求職者支援訓練カリキュラムの作成にあたっては、同機構 HP 上にあります カリキュラム作成ナビ もご活用下さい。

HP アドレス：https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

【お問い合わせ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
山形支部 求職者支援課
TEL 023-686-2015